

令和2年10月1日

ご利用者様  
ご家族様 各位

社会福祉法人梅田福社会  
特別養護老人ホーム梅の郷  
ショートステイ梅の郷  
ケアハウスふるさと  
施設長 小林 恭介

### 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について（面会再開のお知らせ）

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、ご利用者、ご家族の皆様におかれましては、この間の面会中止や医療機関への受診等に関してご協力を賜り心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第2波の影響により、令和2年7月23日から約2か月の間、短時間による面会（家族代表1名）を休止させて頂きましたが、新型コロナウイルス発症者が県内及び桐生市周辺において減少傾向となったこと等を考慮し、短時間による面会を再開いたします。

**県老協「入居者への面会等の対応について」に基づき、以下の条件を全て満たすことができる場合に限り、令和2年10月5日より短時間による面会（家族代表1名）を可能とします。**

#### 《面会者の条件》

- ① 過去2週間以内に海外及び東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、北海道、兵庫県等に居住、滞在、又は勤務をしていた者でないこと。  
※ 感染者数は日々変動しますが、報道等で発表されている感染者数が10名以上のいる地域の方、またその地域滞在や勤務をしていた方はご遠慮下さい。  
※ 不要不急の面会をお控えいただき、特別な事情がない限りはできる限り群馬県内在住のご家族による面会へのご協力をお願いいたします。
- ② 過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者、濃厚接触者との接触がないこと。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染していないこと。（過去に感染し回復した場合には、施設職員等へご相談いただくこと）
- ④ 過去2週間以内に発熱がないこと。
- ⑤ 健康状態に問題がないこと。（面会者健康チェックシートの全てに該当しないこと）  
※ 短時間での面会（家族代表1名）については、冬期における感染症予防の点（新型コロナウイルス、インフルエンザ等）から、現時点では10月中のみ可能とすることを予定しております。また、県内の新型コロナウイルスの感染症患者の発生状況及び社会情勢等により急遽、休止させていただく場合もございますのでご承知おき下さい。